

公共施設における換気ガイドライン

1 はじめに

公共施設において、新型コロナウイルスの感染を防止するためには、施設の規模や事業の形態を十分に踏まえ、施設職員（指定管理者等の職員を含む）と利用者が協力し、感染予防に取り組む必要があります。

特に、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が集まる密集場所」、「間近で会話や発生をする密接場面」という3つの密がある場所では、感染を拡大させるリスクが高いため、これらを避けるための取組が必要となります。

本ガイドラインは、3つの密のうち「換気の悪い密閉空間」を避けるため、公共施設における効果的な換気方法について、厚生労働省の「オフィス業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」等を参考に、公共施設の換気に関する基本的事項を整理したものです。

各施設におかれましては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインとともに、本ガイドラインを参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

2 対象施設

全ての公共施設

3 換気方法

(1) 窓開け換気

ア ドアや窓の2か所（対角線側）を1時間に2回以上、1回に5分間以上開放する。

イ 窓が1つしかなくドアを閉めて使用する場合は、窓に向かって空気を排出するようにサーキュレーターを設置する。

ウ 窓がなくドアしかない場合は、ドアを開けてドアの外に向かって空気が流れるようにサーキュレーターを設置する。

エ 換気扇がある場合は、換気扇の位置から遠い場所のドアまたは窓を開け、常時運転する。

(2) 機械換気（空気調和設備^{*1}、機械換気設備^{*2}）

機械換気が設けられている施設は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「建築物衛生法」という。）に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

例：市役所、スカイワードあさひ、多世代交流館、保健福祉センター、東部市民センター、渋川福祉センター、新池交流館、学校給食センター、図書館、文化会館

4 換気の基準

居室^{*3}の二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えることがないよう換気を行う。

5 二酸化炭素濃度の測定方法

- (1) 特定建築物^{※4}は、建築物衛生法に基づく空気環境測定結果により定期的に確認する。
- (2) 特定建築物以外は、財政課が配布（各施設に1～2個）する二酸化炭素濃度測定器を使用し、職員又は利用者に貸出し適宜測定する。
- (3) (1)、(2)のうち、利用人数に大きな変動があり、二酸化炭素濃度が上昇するリスクが高い会議室や利用者への意識付けが必要な集会室等については、二酸化炭素濃度測定器により常時測定する。（測定器は必要に応じて財政課が追加で配布する。）
- (4) 二酸化炭素濃度測定器を使用する場合は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm以上離れたところに設置して測定する。

6 留意事項

- (1) 「換気の悪い密閉空間」は、リスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではないため、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施すること。
- (2) 外気温が低いときは、「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」（厚生労働省）の窓開け換気による室温変化を抑えるポイントを参考に、室温の低下による健康影響の防止に留意すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- 一方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

- (3) 一般的なエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。
- (4) 換気扇だけでは感染症対策として必要な換気量が足りない場合があるため、必ず窓開け換気を併用すること。

※1 空気調和設備とは、外から取り入れた空気等の浄化、温度、湿度、流量の調節の4つの機能を備えた設備をいいます。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条1号）

※2 機械換気設備とは、空気調和設備のもつ機能のうち、温度調節及び湿度調節の機能を欠く設備をいいます。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条1号）

※3 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために使用する室をいいます。（建築基準法第2条第4号）

居室に該当しないもの：玄関、廊下、階段室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸等

※4 特定建築物とは、建築物衛生法の規定による特定用途に供する延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物をいいます。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項及び同法施行令第1条）

該当施設：市役所、スカイワードあさひ、保健福祉センター、渋川福祉センター、文化会館